

社会福祉法人明見会

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明見会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬については、勤務実態に則して支給することとし、役員の地位にあることにのみによっては支給しない。

2 役員及び評議員には、費用を弁償することができる。

(評議員の報酬額)

第3条 各年度の総額が30,000円を超えない範囲で、評議員会を開催毎に出席した評議員に対して2,000円の報酬を支給する。

(役員の報酬額)

第4条 各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、理事会を開催毎に出席した役員に対して3,000円の報酬を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が法人業務に携わった時、支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費支給する。

(改正)

第6条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、当法人の評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は平成29年5月27日より施行する。